

# 加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
  - 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
  - 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
  - 身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
  - この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に☑し点をご記入ください。

1. 申出者		▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。									
氏名	フリガナ	基礎年金番号									
		生年月日	☑ 昭和5		年		月		日		
			☑ 平成7								

- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。  
例えば、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の抛出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、抛出ができません。
- 抛出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

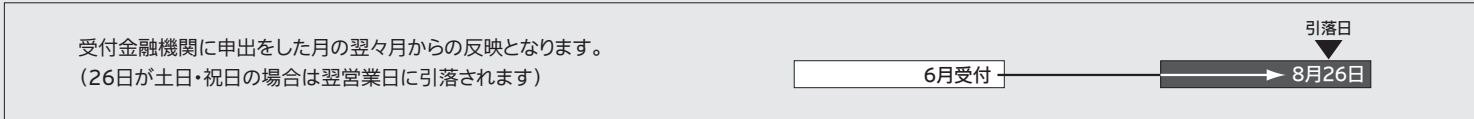
- 既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
- ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

- 掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
- 申出をした月以降で、掛金を抛出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定		
当年【令和 年】		
引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円	円
2月26日引落 (1月分)	円	円
3月26日引落 (2月分)	円	円
4月26日引落 (3月分)	円	円
5月26日引落 (4月分)	円	円
6月26日引落 (5月分)	円	円
7月26日引落 (6月分)	円	円
8月26日引落 (7月分)	円	円
9月26日引落 (8月分)	円	円
10月26日引落 (9月分)	円	円
11月26日引落 (10月分)	円	円
12月26日引落 (11月分)	円	円
合計		円

3. 翌年以降の掛金額の指定		
翌年【令和 年】以降		
引落日	掛金額	
1月26日引落 (前年12月分)		円
2月26日引落 (1月分)		円
3月26日引落 (2月分)		円
4月26日引落 (3月分)		円
5月26日引落 (4月分)		円
6月26日引落 (5月分)		円
7月26日引落 (6月分)		円
8月26日引落 (7月分)		円
9月26日引落 (8月分)		円
10月26日引落 (9月分)		円
11月26日引落 (10月分)		円
12月26日引落 (11月分)		円
合計		円



受付金融機関 0010 りそな銀行

受付金融機関	事務処理センター
令和 年 月 日	